

# 15 平成15年度以降の県税の税率等の推移

税 目	課税客体・課税標準等	平成15年度現在
個人県民税	均等割＝定額 所得割＝総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	税率 均等割 1,000円 所得割 700万円以下 2% 700万円超 3% (総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者等を有する者は36万円加算)以下の者は非課税) 所得控除 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除 所得税と同じ 生命保険料控除 最大35,000円 個人年金保険料控除 最大35,000円 損害保険料控除 最大10,000円 寄附金控除 寄附金額の10万円を超える部分(所得金額の合計額の25%上限) 配偶者控除 33万円 老人配偶者控除 38万円 同居特別障害者配偶者(扶養)控除 56万円 同居老人特別障害者配偶者(扶養)控除 61万円 配偶者特別控除 最高33万円 扶養控除 33万円 特定扶養親族扶養控除 45万円 同居特別障害者特定扶養親族扶養控除 68万円 老人扶養控除 38万円 同居老親等扶養控除 45万円 同居老親等特別障害者扶養控除 68万円 基礎控除 33万円 障害者控除 26万円 老年者控除 48万円 特別障害者控除 30万円 寡婦(夫)控除 26万円(30万円) 勤労学生控除 26万円 定率減税 所得割の15%相当(市町村民税と併せて最高4万円)
法人県民税	均等割＝資本等の金額 法人税割＝法人税額	税率 均等割 (1) 資本等の金額50億円超 80万円 (2) 資本等の金額10億円超50億円以下 54万円 (3) 資本等の金額1億円超10億円以下 13万円 (4) 資本等の金額千万円超1億円以下 5万円 (5) (1)～(4)以外 2万円 法人税割 5.8%(資本等の金額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。)については5%。3.4.1～18.3.31間に終了する事業年度について適用)
県民税利子割	支払を受けるべき利子等の額	税率 5%
県民税配当割	支払を受けるべき特定配当等の額	税率 5% (16.1.1～20.3.31間の税率 3%)
県民税株式等譲渡所得割	源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の特定株式等譲渡所得金額	税率 5% (16.1.1～19.12.31間の税率 3%)
個人事業税	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に係る所得金額	税率 第1種 5% 第2種 4% 第3種 5% 第3種のうち医業類似業、助産師業、装蹄師業 3% 事業主控除 290万円 白色申告者の事業専従者控除限度額 配偶者 86万円 その他 50万円
法人事業税	法人が行う事業に係る所得金額、収入金額、清算所得金額等	税率 普通法人 所得割 所得のうち年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% 3都道府県以上の分割法人で資本等の金額が1,000万円以上 9.6%(特別法人は6.6%) 収入金課税法人 収入割 1.3%
地方消費税	事業者の行う課税資産の譲渡等、保税地域からの課税貨物の引取りに係る消費税額	税率 消費税額の25%(9.4.1以後の譲渡等及び引取り等に適用)
不動産取得税	不動産の取得価格	税率 3%(15.4.1～18.3.31間の取得) ～15.3.31間に取得した土地・住宅以外の家屋 4% ～15.3.31間に取得した住宅 3% 免税点 土地 10万円 新築(増改築)家屋 23万円 その他 12万円 宅地評価土地に係る課税標準の特例 15.1.1～17.12.31間の取得 1/2
県たばこ税	卸売販売業者、輸入業者等から売り渡される製造たばこの本数	税率 1,000本につき 969円(旧3級品は、1,000本につき461円)(15.7.1以降の売渡し等分) 1,000本につき868円(旧3級品は、1,000本につき413円)(11.5.1～15.6.30間の売渡し等分)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	税率(1人1日) 1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 600円 8級 500円 9級 400円 非課税 創設 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民体育大会でのゴルフ競技選手、学校教育での学生等及び教員
自動車取得税	自動車の取得価額	税率 3%(～20.3.31に取得する軽自動車以外の家用自動車に限り5%) 免税点 15万円(2.4.1～20.3.31間の取得に限り50万円) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車(バス・トラック)に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車(バス・トラック以外)に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得 2.2% 低PM認定車 15.4.1～17.3.31取得 1.5% 平成15年排出ガス規制適合車(低公害車)に係る控除税率 15.4.1～15.9.30取得 1% 15.10.1～16.2.29取得0.1% 平成16年 " 15.4.1～16.9.30取得 1% NOx・PM要件達成車に係る控除税率 15.4.1～17.3.31取得(買替) 1.9% 優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円
軽油引取税	元売業者、特約業者からの軽油の引取数量等	税率 1kg当たり15,000円 5.12.1～20.3.31間の引取り等に限り32,100円
自動車税	自動車の車種及び排気量並びに用途(トラック、バス等については積載量、乗車定員等)	税率 乗用車 営業用 7,500～40,700円(10段階) 自家用 29,500～111,000円(10段階) トラック 営業用 最大積載量 4～5t 18,500円 自家用 最大積載量 4～5t 25,500円 グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%、13%軽課(平成13年度及び平成14年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱区税	鉱区等の面積又は延長	税率 砂鉱目的外 試掘鉱区 1haごとに200円 採掘鉱区 1haごとに400円 砂鉱目的 河床 1kmごとに600円 非河床 1haごとに200円 石油・可燃性天然ガス鉱区 試掘鉱区 1haごとに400/3円 採掘鉱区 1haごとに800/3円
狩猟者登録税	狩猟者の登録を受ける者	税率 網・わな猟免許、第1種銃猟免許 所得割額の納付を要する者 10,000円 所得割額の納付を要しない者 4,500円 第2種銃猟免許 3,300円
入猟税	狩猟者の登録を受ける者	税率 網・わな猟免許、第1種銃猟免許 所得割額の納付を要する者 6,500円 所得割額の納付を要しない者 6,500円 第2種銃猟免許 2,200円
産業廃棄物税	産業廃棄物の最終処分場への搬入重量	創設(16.1.1～) 税率 1トンにつき1,000円

※ 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(15.4.1施行) 一定の条件のもと、法人県民税の均等割・不動産取得税・自動車取得税を課さない。

税 目	平成16年度現在	平成17年度現在															
個人県民税	<p>○総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者等を有する者は35万円加算）以下の者には所得割を課さない。</p> <p>○所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (15.1～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期（1年超）保有上場株式等に係る特例 (15.1.1～17.12.31) 1%</p> <p>※(イ)について、税率1%の特例を創設（～20年度） （平成15年度改正）</p> <p>※(ロ)について、廃止 （平成15年度改正）</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>○所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等のための譲渡所得に対する税率（～21年度）</p> <p>ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得に対する税率 3%</p> <p>（国等に対する譲渡については1.6%）</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>															
法人県民税																	
県民税利子割																	
県民税配当割																	
県民税株式等譲渡所得割																	
個人事業税																	
法人事業税	<p>外形標準課税（資本又は出資の金額が1億円超の法人）</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>所得のうち年400万円以下</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超及び清算所得</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>3都道府県以上の分割法人</td> <td>7.2%</td> </tr> </table>	{	所得のうち年400万円以下	3.8%	年400万円超800万円以下	5.5%	年800万円超及び清算所得	7.2%	3都道府県以上の分割法人	7.2%							
{	所得のうち年400万円以下		3.8%														
	年400万円超800万円以下		5.5%														
	年800万円超及び清算所得		7.2%														
	3都道府県以上の分割法人	7.2%															
地方消費税																	
不動産取得税		宅地評価土地に係る課税標準の特例 18.1.1～21.3.31間の取得 1/2															
県たばこ税																	
ゴルフ場利用税																	
自動車取得税	<p>○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 16.4.1～17.9.30取得</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>一定のバス・トラック等</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>一定のディーゼル乗用車</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 20万円</p>	{	一定のバス・トラック等	2%	一定のディーゼル乗用車	1%	<p>○電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7%</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.7%</p> <p>○ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得 2.2%</p> <p>○平成17年排出ガス規制適合車（低公害車）に係る控除税率 一定のバス・トラック等 17.10.1～18.3.31取得 1%</p> <p>○NOx・PM要件達成車に係る控除税率 17.4.1～19.3.31取得（買替） 1.5%</p>										
{	一定のバス・トラック等		2%														
	一定のディーゼル乗用車	1%															
軽油引取税																	
自動車税	<p>グリーン化（平成15年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table> <p>（平成14年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%、25%、13%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table>	{	環境負荷の小さい自動車	50%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課	{	環境負荷の小さい自動車	50%、25%、13%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課	<p>グリーン化（平成16年度に新規登録された自動車について適用）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>環境負荷の小さい自動車</td> <td>50%、25%軽課</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の大きい自動車</td> <td>10%重課</td> </tr> </table>	{	環境負荷の小さい自動車	50%、25%軽課	環境負荷の大きい自動車	10%重課
{	環境負荷の小さい自動車		50%軽課														
	環境負荷の大きい自動車	10%重課															
{	環境負荷の小さい自動車	50%、25%、13%軽課															
	環境負荷の大きい自動車	10%重課															
{	環境負荷の小さい自動車	50%、25%軽課															
	環境負荷の大きい自動車	10%重課															
鉦 区 税																	
狩 猟 税	<p>創設 (16.4.1～) 狩猟税（狩猟者登録税・入猟税廃止）</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>網・わな猟免許 第1種統猟免許</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>所得割額の納付を要する者</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>所得割額の納付を要しない者</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>第2種統猟免許</td> <td>5,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	{	網・わな猟免許 第1種統猟免許	{	所得割額の納付を要する者	16,500円	所得割額の納付を要しない者	11,000円	第2種統猟免許	5,500円							
{	網・わな猟免許 第1種統猟免許		{		所得割額の納付を要する者	16,500円											
	所得割額の納付を要しない者			11,000円													
	第2種統猟免許	5,500円															
狩猟者登録税	狩猟者登録税廃止→狩猟税創設																
入 猟 税	入猟税廃止→狩猟税創設																
産業廃棄物税																	

税 目	平成18年度現在	平成19年度現在
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老年者控除廃止 (17. 1. 1施行)</li> <li>○ 総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額 (控除対象配偶者等を有する者は32万円加算) 以下の者には所得割を課さない。</li> <li>○ 定率減税 所得割の7. 5%相当 (市町村民税と併せて最高2万円)</li> <li>○ 17. 1. 1現在で65歳以上に達している者 <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割 300円</li> <li>所得割 3分の1の額で課税</li> </ul> </li> </ul>	<p>【国から地方への税源移譲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年度以後の年度分の所得割 (退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払いに係るもの) の税率一律4%</li> <li>○ 17. 1. 1現在で65歳以上に達している者 <ul style="list-style-type: none"> <li>均等割 600円</li> <li>所得割 3分の2の額 で課税</li> </ul> </li> <li>○ 定率減税 廃止</li> <li>○ 所得割 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地等の長期譲渡所得に対する税率 <ol style="list-style-type: none"> <li>(イ) 長期譲渡所得 2%</li> <li>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～21年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1. 6%</li> <li>イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</li> </ul> </li> <li>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1. 6%</li> <li>イ 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>(2) 短期譲渡所得に対する税率 3. 6% (国等に対する譲渡については2%)</li> <li>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (～20年度に上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する税率 1. 2%)</li> <li>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</li> <li>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア又はイのいずれか多い金額</li> <li>ア 4. 8%</li> <li>イ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>
法人県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 均等割＝資本金等の額</li> <li>○ 法人税割 5. 8% (資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人 (特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。) については5%。3. 4. 1～23. 3. 31間に終了する事業年度について適用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 均等割及び法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等を加える (19. 9. 30施行)。</li> <li>○ 法人税割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う個人を加える (19. 9. 30施行)。</li> </ul>
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (20. 1. 1～20. 12. 31間の税率 3%)</li> </ul>
個人事業税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助産師業を課税対象事業から除外</li> </ul>
法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資本割＝資本金等の額</li> <li>○ 収入金課税法人に少額短期保険業者を加える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所得割の納税義務者に法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等 (個人を含む) を加える (19. 9. 30施行)。</li> <li>○ 特定信託所得割を廃止 (19. 9. 30施行)</li> </ul>
地方消費税		
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 18. 4. 1～21. 3. 31間の取得 3%</li> <li>○ 18. 4. 1～20. 3. 31間の取得 3. 5% (住宅以外の家屋)</li> </ul>	
県たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1,000本につき1,074円 (旧3級品は、1,000本につき511円) (18. 7. 1以降の売渡し等分)</li> <li>○ 1,000本につき 969円 (旧3級品は、1,000本につき461円) (15. 7. 1～18. 6. 30間の売渡し等分)</li> </ul>	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18. 4. 1～20. 3. 31取得 1% (NOx・PM要件達成車 2%)</li> <li>○ 優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気自動車、一定の天然ガス自動車に係る控除税率 19. 4. 1～21. 3. 31取得 2. 7% (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る)</li> <li>○ ハイブリッド自動車 (バス・トラック) に係る控除税率 (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る (3. 5t以上の場合はPM要件も)) 19. 4. 1～21. 3. 31取得 2. 7%</li> <li>○ ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外) に係る控除税率 19. 4. 1～20. 3. 31取得 2% 20. 4. 1～21. 3. 31取得 1. 8% (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車に限る (3. 5t以上の場合はPM要件も))</li> <li>○ NOx・PM要件達成車に係る控除税率 19. 4. 1～21. 3. 31取得 (買替) 1. 2%</li> <li>○ メタノール自動車に係る控除税率 廃止</li> </ul>
軽油引取税		
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン化 (平成17年度に新規登録された自動車について適用) <ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課</li> <li>環境負荷の大きい自動車 10%重課</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽課 (平成18年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課</li> </ul>
鉱区税		
狩猟税		<ul style="list-style-type: none"> <li>網・わな猟免許→網猟免許又はわな猟免許 (19. 4. 16～) 所得割の納付を要する者 8,200円 所得割の納付を要しない者 5,500円</li> </ul>
産業廃棄物税		

税 目	平成20年度現在	平成21年度現在
個人県民税	○秋田県水と緑の森づくり税 800円 (均等割の超過課税)	○所得割 (1) 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る県民税 (～21年度) 1.2% (2) 寄附金税額控除 寄附金額の5,000円を超える分の100分の4 都道府県・市町村への寄附金に係る特例控除 (所得税の限界税率により、50%～90%) } 20.1.1以降の 条例で指定する団体への寄附金に係る控除 } 寄附金から適用
法人県民税	○秋田県水と緑の森づくり税 均等割の8%相当額 (超過課税) ○法人でない社団・財団で収益事業を行わないもの 非課税 ○法人でない社団・財団で収益事業を行うもの } 2万円 資本金等の額を有しない法人 (相互会社除く) 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人 (20.12.1以降)	
県民税利子割		
県民税配当割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (20.4.1～22.12.31間の税率 3%)	
県民税株式等譲渡所得割	○源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (21.1.1～22.12.31間の税率 3%)	
個人事業税		
法人事業税	【地方法人特別税の創設】 (20.10.1開始の事業年度から) ○所得のうち 外形法人 特別法人 普通法人 年400万円以下 1.5% 2.7% 2.7% 年400万円超800万円以下 2.2% 3.6% 4% 年800万円超及び清算所得 2.9% 3.6% 5.3% 3都道府県以上の分割法人 2.9% 3.6%※ 5.3%※ ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.7%  ※地方法人特別税 (国税) 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の148/100 外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の 81/100 電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の 81/100	
地方消費税		
不動産取得税	○20.4.1以降の取得 4% (住宅以外の家屋)	○21.4.1～24.3.31間の取得 (住宅又は土地) 3% ○宅地評価土地に係る課税標準の特例 21.4.1～24.3.31間の取得 1/2
県たばこ税		
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○税率 20.4.1～20.4.30取得 3% 20.5.1～30.3.31取得 5% (軽自動車以外の自家用自動車) ○免税点20.4.1～30.3.31取得 50万円 ○平成17年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 一定のバス・トラック等 18.4.1～20.4.30取得 1% (NOx・PM要件達成車 2%) ○平成21年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 一定のバス・トラック等 20.5.1～22.3.31取得 2% (12t超 20.5.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 20.5.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車に係る課税標準控除額 30万円 15万円	【目的税→普通税へ】 ○非課税 (すべて新車に限る) 電気自動車、天然ガス自動車 (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件達成車に限る、以下同。)、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 (平成17年排出ガス規制適合かつNOx要件を達成した低燃費車 (3.5t以上の場合はPM要件も) かつ燃費要件達成車に限る、以下同。)、平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車 ○軽減税率 (すべて新車に限る) 平成21年排出ガス規制適合かつ燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 75% 平成17年排出ガス規制適合かつNOx・PM・燃費要件達成の一定のバス・トラック等 21.4.1～24.3.31 50% ○控除税率 (中古車) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 (バス・トラック) 21.4.1～24.3.31取得 2.7% ハイブリッド自動車 (バス・トラック以外) 21.4.1～24.3.31取得 1.6% プラグインハイブリッド自動車 21.4.1～24.3.31取得 2.4% ○平成21年排出ガス規制適合車 (低公害車) に係る控除税率 (中古車) 一定のバス・トラック等 (ディーゼル) 21.4.1～22.3.31取得 2% (12t超 21.4.1～21.9.30取得2%、21.10.1～22.3.31取得1%) 一定のディーゼル乗用車 1% 21.4.1～21.9.30取得 1%、21.10.1～22.3.31取得 0.5% ○優良低燃費車 税率75%又は50%軽減 (21.4.1～24.3.31取得新車に限る)、課税標準30万円又は15万円控除 (21.4.1～22.3.31取得中古車)
軽油引取税	○1kℓ当たり15,000円 (20.4.1～20.4.30間の引取り等に限る。) ○1kℓ当たり32,100円 (20.5.1～30.3.31間の引取り等に限る。)	【目的税→普通税へ】 ○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り (一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、21.4.1～24.3.31の引取り)
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成19年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成20年度に新車新規登録された自動車について適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課
鉱区税		
狩猟税	対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (20.4.1～25.3.31に受ける狩猟者の登録 1/2)	
産業廃棄物税		

税 目	平成22年度現在	平成23年度現在
個人県民税	○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～26年度） (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～26年度） (3)上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (22～24年度) 1.2% (4)申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に対する税率 (22～24年度) 1.2%	
法人県民税		法人税割 5.8%（資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人（特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。）については5%。3.4.1～28.3.31間に終了する事業年度について適用）
県民税利子割		
県民税配当割	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (23.1.1～23.12.31間の税率 3%)	○上場株式等の配当等に係る税率 5% (24.1.1～25.12.31間の税率 3%)
県民税株式等譲渡所得割	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (23.1.1～23.12.31間の税率 3%)	○源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (24.1.1～25.12.31間の税率 3%)
個人事業税		
法人事業税	○清算所得課税 廃止 (22.10.1以降の解散又は破産手続開始の決定)	
地方消費税		
不動産取得税		○東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得（～33.3.31取得等）に係る課税標準の特例
県たばこ税	○1,000本につき1,504円（旧3級品は、1,000本につき716円） (22.10.1以降の売渡し等分) ○1,000本につき1,074円（旧3級品は、1,000本につき511円） (18.7.1～22.9.30間の売渡し等分)	
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○軽自動車以外の自家用自動車 5%（当分の間） ○軽減措置 (1)軽減税率（新車に限る） 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で次に掲げるものについて、税率をア及びイについてはその75%、ウについてはその50%を軽減（24.3.31までの取得に限る） ア ディーゼル自動車で平成21年排出ガス基準に適合し、かつ、基準燃費性能を満たすもの イ 平成17年排出ガス基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの ウ 平成17年排出ガス基準より50%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの (2)控除税率（新車以外） ディーゼル自動車の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり対象の拡充及び適用期限の延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)アに掲げるものの税率を1%控除（22.8.31までの取得に限る） イ 12tを超えるディーゼル自動車又は車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル自動車に係る税率を1%又は0.5%控除する特例措置の適用期限を22.8.31まで延長 ウ 3.5t超12t以下のディーゼル自動車に係る税率を2%控除する特例措置の適用期限を23.8.31まで延長（22.10.1～23.8.31の取得の場合は1%控除） (3)優良低燃費車（新車以外） 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり対象を拡大し、その適用期限を24.3.31まで延長 ア 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)イに掲げるものについて、取得価額から30万円を控除 イ 2.5t超3.5t以下のバス・トラック等で(1)ウに掲げるものについて、取得価額から15万円を控除	○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス（24.3.31までの取得）：非課税 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得（23.3.11～26.3.31取得）に係る非課税
軽油引取税	○1kg当たり32,100円（当分の間） ○揮発油価格高騰時（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合）における税率の特例規定の適用停止（トリガー条項）	○揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置（トリガー条項）の適用停止（東日本大震災からの復旧状況等を勘案して別に法律で定める日までの間）
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成21年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%軽減 (平成22年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課 ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税（23年度～25年度）
鉱区税		
狩猟税		
産業廃棄物税		

税 目	平成24年度現在	平成25年度現在
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年少扶養控除 廃止 (24. 1. 1施行)</li> <li>○16歳以上19歳未満の者に係る特定扶養親族扶養控除 33万円 (24. 1. 1施行)</li> <li>○同居特別障害者控除 53万円 (24. 1. 1施行)</li> <li>○同居特別障害者扶養 (配偶者) 控除 廃止 (24. 1. 1施行)</li> <li>○退職所得に係る10%税額控除 廃止 (25. 1. 1以後に支払を受けるべき退職手当等)</li> <li>○寄附金税額控除 適用下限額を寄附金額2,000円 (改正前5,000円) に引下げ。 23. 1. 1以降の 条例で指定する特定非営利活動法人を適用対象 に追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得控除 &lt;新契約&gt; 生命保険料控除 個人年金保険料控除 介護医療保険料控除 最大28,000円 &lt;旧契約&gt; 生命保険料控除 個人年金保険料控除 最大35,000円</li> <li>○上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (25～26年度) 1. 2%</li> <li>○申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 (25～26年度) 1. 2%</li> </ul>
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税		
地方消費税		
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○24. 4. 1～27. 3. 31間の取得 (住宅又は土地) 3%</li> <li>○宅地評価土地に係る課税標準の特例 24. 4. 1～27. 3. 31間の取得 1/2</li> </ul>	
県たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○1,000本につき860円 (旧3級品は、1,000本につき411円) (25. 4. 1以降の売渡し等分)</li> <li>○1,000本につき1,504円 (旧3級品は、1,000本につき716円) (22. 10. 1～25. 3. 31間の売渡し等分)</li> </ul>
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非課税 (すべて新車に限る。24. 4. 1～27. 3. 31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クワンティム乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車</li> <li>○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バス (26. 3. 31までの取得) : 非課税</li> <li>○75%軽減税率及び50%軽減税率 (すべて新車に限る。24. 4. 1～27. 3. 31の取得)</li> <li>○環境対応車に係る課税標準控除額 (新車以外) 45万円、30万円又は15万円 (24. 4. 1～27. 3. 31の取得)</li> <li>○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、350万円、200万円又は100万円 (24. 4. 1～27. 3. 31の取得)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衝突被害軽減ブレーキを装備した車両総重量5 tを超えるバス等 (新車、立席のないものに限る。) に係る課税標準控除額 5t超12t以下のバス等 (～27. 3. 31の取得) } 12tを超えるバス等 (～26. 10. 31の取得) } 350万円</li> </ul>
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り (一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、24. 4. 1～27. 3. 31の引取り)</li> </ul>	
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%軽減 (平成23年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減 (平成24年度に新車新規登録された自動車に適用) 環境負荷の大きい自動車 10%重課</li> </ul>
鉱区税		
狩猟税		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (25. 4. 1～28. 3. 31に受ける狩猟者の登録 1/2)</li> </ul>
産業廃棄物税		

税 目	平成26年度現在	平成27年度現在												
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○均等割 (26年度～35年度) 年額2,300円 [年額1,800円に年額500円を加算した額]</li> <li>○所得割                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～29年度)   <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</li> <li>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</li> </ul> </li> <li>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率   <ul style="list-style-type: none"> <li>特例不適用(～29.3.31までの譲渡)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得割                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</li> <li>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等の配当所得に係る県民税 2%</li> </ul> </li> </ul>												
法人県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マンション敷地売却組合について収益事業課税とする(26.12.24開始の事業年度から)。</li> <li>○法人税割 4.0%(資本金等の額が1億円以下、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人(特定目的会社、投資法人及び保険業法に規定する相互会社除く。))については3.2%。(26.10.1開始の事業年度から)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○均等割 資本金等の額</li> <li>(1) 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額</li> <li>(2) 資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本準備金の合算額</li> </ul>												
県民税利子割		○28.1.1以後に支払いを受けるべき利子等に係る法人の利子割について廃止												
県民税配当割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上場株式等の配当所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (28.1.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</li> </ul>												
県民税株式等譲渡所得割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (26.1.1以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</li> </ul>													
個人事業税														
法人事業税	<p>【地方法人特別税からの復元】(26.10.1開始の事業年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所得のうち                             <table border="1"> <tr> <td>外形法人</td> <td>特別法人</td> <td>普通法人</td> </tr> <tr> <td>年400万円以下</td> <td>2.2%</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>3.2%</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超</td> <td>4.3%</td> <td>6.7%</td> </tr> </table>                             3都道府県以上の分割法人 4.3% 4.6%※ 6.7%※                              ※資本金等の額が1,000万円以上の法人にのみ適用                              電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入金額の0.9%                              ※地方法人特別税(国税)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の67.4/100</li> <li>外形対象以外の所得課税法人 事業税の所得割額の43.2/100</li> <li>電気・ガス供給業、保険業を行う法人 収入割額の43.2/100</li> </ul> </li> </ul>	外形法人	特別法人	普通法人	年400万円以下	2.2%	3.4%	年400万円超800万円以下	3.2%	4.6%	年800万円超	4.3%	6.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外形標準課税(資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>付加価値割 0.72%</li> <li>資本割 0.3%</li> </ul> </li> <li>所得割                             <ul style="list-style-type: none"> <li>所得のうち年400万円以下 1.6%</li> <li>年400万円超800万円以下 2.3%</li> <li>年800万円超 3.1%</li> <li>3都道府県以上の分割法人 3.1%</li> </ul> </li> <li>○地方法人特別税(国税)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の93.5/100</li> </ul> </li> <li>○資本割 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は資本金と資本準備金の合算額を課税標準とする。</li> </ul>
外形法人	特別法人	普通法人												
年400万円以下	2.2%	3.4%												
年400万円超800万円以下	3.2%	4.6%												
年800万円超	4.3%	6.7%												
地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税率 一定税率 消費税額の17/63</li> <li>○市町村交付基準 従来分 2分の1を人口、2分の1を従業者数で按分 引上げ分 人口のみで按分</li> <li>○用途 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化</li> </ul>													
不動産取得税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○27.4.1～30.3.31間の取得(住宅又は土地) 3%</li> <li>○宅地評価土地に係る課税標準の特例 27.4.1～30.3.31間の取得 1/2</li> </ul>												
県たばこ税														
ゴルフ場利用税														
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税率                             <ul style="list-style-type: none"> <li>自家用自動車(軽自動車を除く) 3%</li> <li>営業用自動車・軽自動車 2%</li> </ul> </li> <li>○80%軽減税率及び60%軽減税率(すべて新車に限る。26.4.1～27.3.31の取得)</li> <li>○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合バス(28.3.31までの取得):非課税</li> <li>○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得(26.4.1～28.3.31取得)に係る非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非課税(すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クランデイーゼル乗用車、一定の中・軽量ガソリン車・ディーゼル車</li> <li>○80%軽減税率、60%軽減税率、40%軽減税率及び20%軽減税率(すべて新車に限る。27.4.1～29.3.31の取得)</li> <li>○環境対応車に係る課税標準控除額(新車以外) 45万円、35万円、25万円、15万円又は5万円(27.4.1～29.3.31の取得)</li> <li>○ノスタップバス、リフト付きバス、エバーサルドザイタカシ及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、200万円又は100万円(27.4.1～29.3.31の取得)</li> </ul>												
軽油引取税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○課税免除 石油化学製品の原料等の用に供する引取り(一定の機械、車両又は装置の電源又は動力源に供する引取りについては、27.4.1～30.3.31の引取り)</li> </ul>												
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グリーン化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の小さい自動車 50%、25%軽減(平成25年度に新車新規登録された自動車に適用)</li> <li>環境負荷の大きい自動車 10%重課</li> </ul> </li> <li>○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(26年度、26年度及び27年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グリーン化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の小さい自動車 75%、50%軽減(平成26年度に新車新規登録された自動車に適用)</li> </ul> </li> <li>○東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る非課税(27年度及び28年度)</li> </ul>												
鉱区税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみならず存続期間に試掘できる者を納税義務者である鉱業権者の範囲に含める。</li> </ul>													
狩猟税		<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税</li> <li>○認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税</li> <li>○狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1 (27.4.1～31.3.31に受ける狩猟者の登録)</li> </ul>												
産業廃棄物税														

税 目	平成28年度現在	平成29年度現在
個人県民税		○所得割 (1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～32年度） (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～32.3.31までの譲渡）
法人県民税		
県民税利子割		
県民税配当割		
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税		
法人事業税	○外形標準課税（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人） 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 { 所得のうち年400万円以下 1.9% 年400万円超800万円以下 2.7% 年800万円超 3.6% 3都道府県以上の分割法人 3.6% ○地方法人特別税（国税） 外形標準課税対象法人 事業税の所得割額の414.2/100	
地方消費税		
不動産取得税		
県たばこ税	○平成28年4月1日以降の売渡し等分 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品 1,000本につき481円	○平成29年4月1日以降の売渡し等分 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品 1,000本につき551円
ゴルフ場利用税		
自動車取得税	○非課税、80%軽減税率、60%軽減税率及び40%軽減税率（すべて新車に限る。29.3.31までの取得） 一定の重量ディーゼル車 ○地域住民の生活に必要な路線で維持が困難となっているものとして条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税（29.3.31までの取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（29.3.31までの取得）	○非課税（すべて新車に限る。29.4.1～30.3.31の取得） 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、一定の中・軽量カーボンディーゼル車 ○80%軽減税率、75%軽減税率、60%軽減税率、50%軽減税率、40%軽減税率、25%軽減税率及び20%軽減税率（すべて新車に限る。29.4.1～30.3.31の取得） ○環境対応車に係る課税標準控除額（新車以外） 45万円、35万円25万円、15万円又は5万円（29.4.1～30.3.31の取得） ○ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー及びASV車に係る課税標準控除額 1,000万円、650万円、525万円、350万円、175万円又は100万円（29.4.1～30.3.31の取得） ○東日本大震災による被災自動車の代替自動車の取得に係る非課税（30.3.31までの取得）
軽油引取税		
自動車税	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 75%、50%軽減 （平成27年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車 15%重課 （バス及びトラックは10%）	○グリーン化 環境負荷の小さい自動車 75%、50%軽減 （平成28年度に新車新規登録された自動車に適用） 環境負荷の大きい自動車 15%重課 （バス及びトラックは10%）
鉱区税		
狩猟税		
産業廃棄物税		